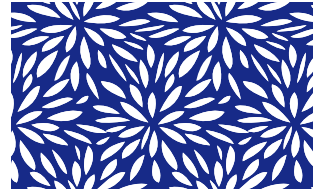


# Kaijikyō

海事協通信

This month "Wagara" pattern



菊紋 Kikumon



発行日/平成30年5月1日  
編集・発行/海外交流事業協同組合  
TEL/011-792-1911 FAX/011-792-1913 <http://kaijikyō.com/>



## 知らない間に犯罪に加担…！？ 実習生が犯罪に 巻き込まれないために

最近の実習生はSNSを利用して家族や友人、他企業の技能実習生と連絡を取り合っています。中にはまったく知らない人からの「友達申請」がきっかけで友達になる「SNS上の友達」も存在します。その関係性を利用した犯罪が近年頻繁に起こっています。実際に起きた事件の例として、ある実習生がSNS上の友達から「日本に荷物を送りたいが受け取ることができない。代わりに受け取ってほしい。荷物が届いたら連絡して」と頼まれたのです。日本

の税関が日本国内に入ってきた荷物を調べたところ何とその中身は違法薬物。荷物を受け取るはずだった実習生は取り調べを受けることになりましたが例の「友達」は既に音信不通。皆さんの会社にいる実習生にも起こり得る話であり、決して他人事ではありません。海事協でも実習生に対し注意喚起を促しております。荷物の受け役、名義貸し等でお金を得たりする場合によっては逮捕、処罰の対象になってしまう可能性があること、いくら「私は知らなかった」「関係ない」と言っても、処罰の対象になる可能性があるということを伝えていきます。今一度、皆様からも実習生に対する注意喚起をよろしくお願い申し上げます。

# 今月の TOPICS

## 社保加入までは 免除手続きで対応



▲社会保険だけに限らず、各市町村の管轄役場によって対応が異なる場合もあります。

日本に入国後、実習生は1か月間を海事協で過ごしますので、まだ実習は始まっておらず、当然、社会保険にも加入していません。しかし、加入義務の原則から考えると、20歳以上の実習生であれば、入国して1か月の間、国民年金の支払い対象となります。これまで、その1か月の間の支払いについて通知が来て困ったというご相談をいただいたことはありませんでしたが、最近では札幌近郊を中心に通知が届くようになっているようです。但し、各市町村の役場によって、その通知が送られてくる場合と、送られてこない場合があるようです。今後のこの事案に対する対応としては各市町村役場で「免除申請」を行うことをお願いしております。集合講習を終えて海事協を出発する日に、管轄の役場で、この免除手続きも併せて申請をお願い致します。

## 技能実習計画申請 は専用振込用紙を



▲専用の振込用紙を使用しない場合、なぜ使用しなかったのかその理由を「書面」で提出しなければなりません…。

外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請にかかる費用の支払いは、必ず専用の振込用紙を使用して行うよう、決められております。万が一、専用の振込用紙を使用せずに支払った場合、なぜ振込用紙を使用しなかったかの説明が書面で求められることとなりますので、十分にお気をつけください。振込後に戻される「払込証明書(画像参照)」は、海事協の方で認定申請手数料払込申告書に貼付して申請の際に使用しますので、誤って捨てることのないようにお願いします。手数料は、技能実習計画認定1件(技能実習生1名)につき3,900円となっております。その他の詳細内容に関しては外国人技能実習機構のホームページでも確認することができますのでご覧ください。

[http://www.otit.go.jp/files/user/docs/info\\_jissyuu\\_12.pdf](http://www.otit.go.jp/files/user/docs/info_jissyuu_12.pdf)



# やさしい 日本語 第5回

今年の平成30年などキリの良い数字の年度は迷うことも少ないのですが平成28年や29年では「2017年って平成何年だっけ」などというように西暦と和暦を使用する日本人でも戸惑うことがあります。外国人にとっては西暦を使うのが一般的なので和暦は混乱します。今回はそんな「表記をやさしくする」ちょっとしたコツをお伝えします。



今月のテーマ

## 「表記」の使い分けで「やさしく」伝える

[POINT]

日本語の「使い分け」の多さが外国人にとって難しい!

コツ1) 時間表記は「午前・午後」を使った時間の方がわかりやすい!

×17時15分    ◎午後5時15分

コツ2) オノマトペ (擬態語・擬音語) は、入国して日の浅い実習生には使わない!

オノマトペを学習するのはN3レベルからが対象。入国したばかりの子には通じない可能性があるので、使わないのが無難です。

コツ3) 同じ音でも、複数あってまぎらわしいものは、漢字で表記し、フリガナをふる

ひく (引く、弾く)    ふく (吹く、拭く)    はく (吐く、履く、掃く)

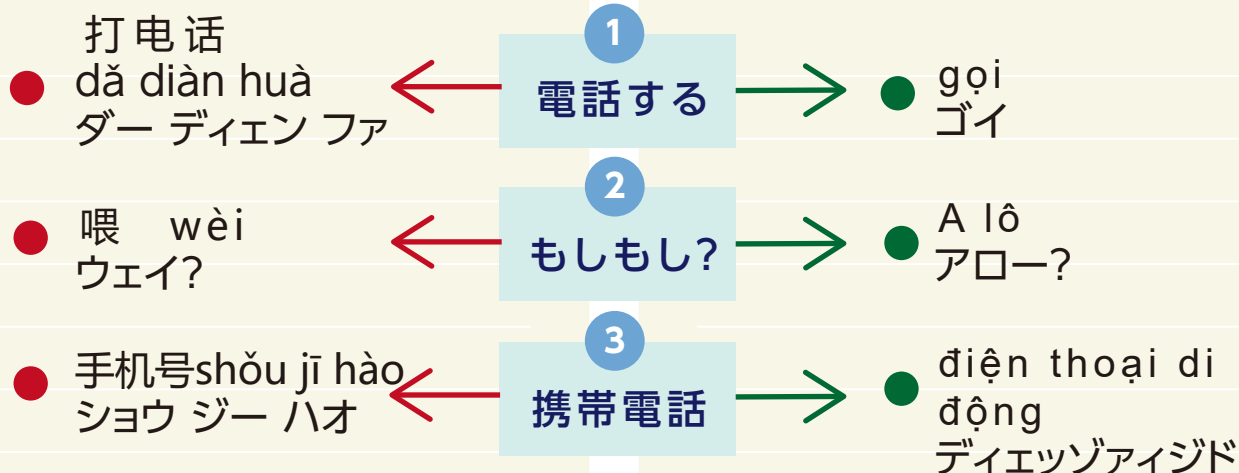
何でもひらがなにすると逆に意味が伝わりにくいことも (特に中国人)

## かんたん 一言フレーズ 第5回

今回は「電話」に関する一言フレーズです。日本語だけ見ると、なんだか当たり前すぎる言葉ですが、では実際にベトナム語で、中国語で…となるとどうでしょうか?ちょっとした単語ですが、実習生から連絡が欲しい時などにも使えそうですね。携帯電話…などはちょっと発音が難しいですが表記したいときなどにお役立てください。

中国語

ベトナム語



# 優

# 良

# 認

# 定

# の

# 道

その五

優良認定の大原則その五

## 技能実習三号について考える

実習生が専門級に合格し、実習実施先としても優良認定を受けると、実習生は3年を終えて一旦帰国した後、最長5年まで日本で実習を行うことができる、という話はもう耳にタコかもしれません。しかし技能実習3号を選択するかどうかは最終的に実習生が決めることです。例えば、家族(特に小さい子供)を中国やベトナムに残して日本に来ている実習生の場合「3年間」のつもりで入

国していることも考えられます。また、技能実習3号では実習生が他の企業へ転籍できる権利が認められているため、同じ実習生が同じ場所に残るとも限りません。技能をさらに磨きたい、日本語力をもっと高めたいと考える実習生にとっては素晴らしいチャンスでもあります。今月の通常総会での講習では、技能実習3号についてもお話をさせていただく予定です。ぜひ、ご参加ください。

連載

もしも…  
に備える

# 防災

## 05 | 防災の知識 (解答)

今回は前回の「防災知識」問題の正解をお伝えします。皆さんはどのくらいできましたか？問題3などは、一見「どうして紐靴？」と思いますが、よくよく考えてみるとナットクです。実際に非常事態に遭遇したら、あわてず冷静な判断をとよく言われますが、こういったことが少しでも頭に残っていたらいざという時、役に立つのかもしれません。



## 「防災知識」の解答：いくつできましたか？

問題 01 災害時に必要な飲料水。家族4人の場合、3日分で何リットル必要？

正解：36リットル



1日、一人あたり3リットルの飲料水が必要。家族4人が3日分なので36リットルが正解。

問題 02 運転中、洪水に遭遇。避難すべき目安は？

正解：地面から水面の高さが…  
30cm～50cmの場合

浸水が50cmを超えると車が浮きドアが開かなくなる可能性が。車種によっては20cmでも危険。

問題 03 大雨などの洪水で避難に適した靴の種類は？

正解：紐靴のスニーカー



冠水時、長靴は中に水が入って重くなり脱げてしまうため紐でしっかりしめられるスニーカーが◎。

問題 04 外出先で火災にあった時はどうすべき？

正解：姿勢を出来るだけ低くして煙を吸わないようにする

煙を吸わないよう低い姿勢でハンカチなどで口をふさぎ屋外や下の階に逃げるのがポイント。



現在、政府は、最長5年間の技能実習の修了後、さらに最長で5年間就労できる「特定技能（仮称）」の在留資格新設を検討していることが報道されています。

今秋の臨時国会で入管法が改正された場合、早ければ来年度には新たな資格がスタートする見込みです。

現在のところ、新設される資格の対象職種は農業や介護、建設などが想定されており、その後の対象職種の広がりの可能性は明確ではありません。

新資格の保有者は、専門技能を問う試験に合格すれば、「技能」などの在留資格に移行し、家族の受入れや長期在留も可能となることが想定されています。

昨年の技能実習法の施行に引き続き、技能実習を取り巻く状況は大きな転換点を迎え、外国人労働力の本格的受入れに向けて道が開かれることになりそうです。

アジア各国間での人材獲得競争が激化する中で、実習生にとってより働きやすい労働環境を整備し、また、国籍を問わず誰もが生活しやすい社会を築いていくことができるかが問われています。



技能実習生受け入れのための技能実習計画書の中でも、特に再提出になりやすい書類の作成ポイントを確認していきましょう！

<技能実習計画>

- ④の「法人番号」は「法人税の申告書に記載のある番号(13桁)で記入します。登記簿の「会社法人等番号」ではないので注意
- 申請者の住所・技能実習を行わせる事業所の住所は、登記簿と同じに記載します

<実習実施予定表>

- 事業所の所在地が36協定届の所在地と一致しているか要確認
- 住所の記載は、謄本や住民票と一致しているか確認  
(漢数字で記載であれば漢数字で記入＝一字一句同じに書く)

<技能実習指導員の履歴書>

- 責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書で各人の勤務先住所の記載が実習を行う住所と一致しているか確認  
(勤務地＝実習場所のことです)

<その他の注意>

- 各書類には、作成日を記入する箇所がありますが、作成日から3ヶ月を過ぎると書類が使用できなくなってしまうため作成日は未記入で構いません。
- 下記が必要な書類に漏れがないか、違う実習生の用紙に間違っして署名していないかご確認ください。  
◎代表印の捺印 ◎個人印の捺印  
◎実習生の自筆署名

more

優良認定の申請をするためには…？

優良認定申請のための条件（加点方法等）については海事協通信でも何度か取り上げておりました。実際に実習実施先の優良認定申請を行う時は「優良要件適合申告書」（実習実施者：参考様式第1-24号）という書類が4枚+その他の別紙（講習受講者名簿等）を作成して提出します。第一段階として、加点点数から考えてもまずは専門級合格者を3人以上出すことが必須です。そして実習生に3号へ移行する希望があるかどうか確認し、3号での報酬をどのようにするか検討します。詳細はご相談ください。



# KAIGO

現場では  
当たり前  
でも…  
実習生に  
専門用語  
は難しい

技能実習生を介護現場で受け入れる際の壁は、会話の壁だけではありません。介護現場では当たり前のように使われている「専門用語」という高い壁があります。今、この専門用語を実習生にどう伝えていくか、全国各地で講習会が行われているようです。中でも注目なのが、海事協通信でも連載している「やさしい日本語」です。入国したばかりの実習生にとって、専門用語、とりわけ医療用語はハードルが高く、実習前に挫折してしまうのではと危惧されています。そこで今回は、各専門用語の言い換えについて考えてみましょう。

## <漢字も読み方も難しい専門用語>

## <言い換え例>

- ・ 臥床 (がしょう) する
- ・ 入眠 (にゅうみん) する
- ・ 開眼 (かいがん) する
- ・ 熱発 (ねっぱつ)
- ・ 盗食 (とうしょく) する
- ・ 円背 (えんぱい)
- ・ 臀部 (でんぶ)

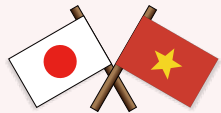
- ・ (利用者さんが) 起きました
- ・ (利用者さんが) 寝ました
- ・ (利用者さんが) 目を覚ました
- ・ 熱が出る
- ・ 他の人のものを食べる
- ・ 背中が曲がる
- ・ おしり

## <これって言い換えようがない…というときは>

例えば、患側・健側を説明したいとき、実習生にはどう説明しますか？麻痺があると伝えても「マヒ」を知らなかったら？「マヒ」って何？と考えていくとヒントが見えてきます。しかし「徘徊」などの病気で起きる行動を「お出かけ」「ひとり歩き」と言うと病気の症状であることは伝わりません。例えば「〇〇さんは病気で、施設の中を歩いています。病気の症状です」と説明するなど工夫が必要になりそうです。

参考/引用文献「やさしく言い換えよう 介護のことば」遠藤織枝・三枝令子編著 (三省堂)

more



## ベトナム人実習生の生活環境について

日本でトイレと言えば「個室」が当たり前です。しかし、右下の写真はどうでしょうか。これはベトナムの日本語学校(送出機関)にあるトイレです。プライバシーを保護するための区切りになるようなものはありません。この学校には、日本のように個室になったトイレも用意されていますが、実習生が使用することはないそうです。トイレ一つとっても日本とは全く環境が違うものです。実習生は日本の生活習慣についても懸命に勉強してきますが日本の介護施設は見慣れないものも多いでしょう。絶対に覚えてほしいものがあればフリガナをふっておくと良いかもしれません。

